

政府対策本部「生活不安に対応するための緊急措置(令和2年3月18日付)」に関連する市の対応

種類(主管課)	対象者	猶予内容	受付	期間	備考(協議・決定の別)
福祉資金 緊急小口資金 (特例貸付け) 市民社協(地域支援課)	●新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。	<貸付内容> 貸付額:20万円以内(一括) 据置期間:1年以内 返済期間:2年以内 連帯保証人:不要 利子:無利子	武蔵野市民社会福祉協議会 電話 23-0701 (月)~(金) 9:00~17:00 貸付担当	3月25日から7月末まで (申請の際は要事前連絡)	全国一律実施(窓口は、各市町村の社会福祉協議会)
総合支援資金 生活支援費 (特例貸付) 市民社協(地域支援課)	●新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯。 ★緊急小口資金との併用不可。 ★自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。	<貸付内容> 貸付額:月額20万円以内(2人以上世帯)、月額15万円(単身世帯) 据置期間:1年以内 返済期間:10年以内 連帯保証人:不要 利子:無利子	武蔵野市民社会福祉協議会 電話 23-0701 (月)~(金) 9:00~17:00 貸付担当	3月25日から7月末まで (申請の際は要事前連絡)	全国一律実施(窓口は、各市町村の社会福祉協議会)
水道・下水道料金 (水道部総務課)	支払いが困難な方 (個人、法人を問わず)	料金支払猶予	3月25日から	最長4か月	本人の申し出が条件 (第12回本部会議決定)

(裏面あり)

種 類(主管課)	対 象 者	猶 予 内 容	受 付	期 間	備 考(協議・決定の別)
市税 (納税課)	支払いが困難な方 (個人、法人を問わず)	市税の納税の猶予	従来から	原則1年間 (最長2年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存制度の周知を市HP「新型コロナウィルス感染症の関連情報」で行う ・ 申請書、添付書類は簡素化する(短期間の猶予は電話対応する) ・ 4～5月は現年度催告を行わない ・ 4月以降、差押は慎重に可否を検討する